

道産発第232号
令和6年10月8日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

道志村長 長田 富也

市町村名 (市町村コード)	道志村 (19422)
地域名 (地域内農業集落名)	川原畠地区 (川原畠)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月24日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

鳥獣被害が深刻で、作物を荒らされてしまい耕作意欲が減退している。第1次産業の衰退にともない人口流出が続いている。このため村全体で過疎化傾向にあり、農家戸数も減少し担い手不足になっている。遊休農地の発生防止が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

中山間地域等直接支払に係る集落協定の協定参加者で役割分担しつつ、農地の維持管理を実施していく。水稻は品質や収穫量を確保するために、高冷地に適した品種の導入をはかる。バレイショは「道の駅どうし」内のレストラン等において年間を通して需要があるため、今後も重点作物として品種改良及び生産増加を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	6.63 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	6.63 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

鳥獣被害防止対策を実施し、農業地の維持管理をしていく。農業の維持管理が困難となった農地が生じた場合に備えたサポート体制を中山間地域等直接支払に係る集落協定の協定参加者で維持する。また、耕作されそう農用地については、集落内の担い手農家等への農作業委託等を行う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

中山間地域等直接支払に係る集落協定の協定参加者で役割分担しつつ、農地の維持管理を実施していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

今後、新たな担い手による農地の貸し借りは中間管理機構を積極的に活用していく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

特になし。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地区外からの農業に興味がある人を積極的に受け入れる。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①道志村鳥獣被害防止対策事業補助金
- ②山梨県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金